

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の監事（常勤）となるべき者の選任理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下、「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする法人である。

機構にあって、監事のポストには、独立行政法人通則法等の法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は機構に係る主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

佐々木 文氏は、弁護士資格を保有しており、コンプライアンス一般について見識があるほか、日本司法支援センター（法テラス）の管理職として、日本司法支援センターの地方事務所の内部監査を担当していた。日本司法支援センターは、独立行政法人の枠組みに従って設立されており、同センターにおける勤務経験を通じて、独立行政法人制度に一定の理解を有するとともに、公的組織の監査に精通している。また、平成 27 年より機構における監事として、機構の目的に鑑みた監査業務を着実に遂行した。さらに同人は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、引き続き、監事となるべき者として選任したところである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の監事（非常勤）となるべき者の選任理由

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下、「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする法人である。

機構にあつて、監事のポストには、独立行政法人通則法等の法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は機構に係る主務大臣に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

監事となるべき者の選任に当たっては、機構に求められる機能や役割など様々な要因を総合的に判断した上で、任命権者である総務大臣が関係団体による候補者の推薦も踏まえつつ、選任したものである。

菊地 哲氏は、公認会計士としての専門知識を有し、独立行政法人、国立大学法人の監査業務のほか、一般企業、金融機関、地方公共団体、非営利法人等の監査、アドバイザー業務などに携わり、監査に必要な知識・知見を有している。また、同人は中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、監事となるべき者として選任したところである。